
和歌山市住民情報システム運用オペレータに関する
情報提供依頼について

令和5年8月

和歌山市総務局総務部デジタル推進課

目次

1.	情報提供依頼の背景と目的	2
2.	実施要領	2

1. 情報提供依頼の背景と目的

和歌山市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 8 月から、現在の住民情報システム（以下「システム」という。）を自庁設置で稼働させ、システムの状態監視、バックアップ取得、帳票印刷、消耗品管理等を庁内常駐の運用オペレータに委託している。

住民情報システムについては、令和 7 年度までに「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が示す標準仕様に準拠したシステムに移行する必要があるため、自庁設置のオンプレミス環境から、ガバメントクラウド上にシステムをリフトする必要がある。

このため、住民情報システム運用オペレータ（以下「オペレータ」という。）についても、委託内容が変更となる可能性が高まり、新たなオペレータ業務を検討し委託する必要がある。

2. 実施要領

(1) 情報提供依頼

本書（情報提供依頼書）及び調達仕様（案）を確認していただき、(3) 問い合わせ先の担当者宛に電子メールにて提出をお願いします。

(2) 提出を依頼する書類

下表『提出書類 1～5』についてご提出願います。

番号	提出書類	回答様式
1	表紙及び提出書類一覧	任意様式
2	見積書・内訳書	任意様式
3	会社概要書	指定様式（様式 1）
4	勤務形態内容	任意様式
5	欠員対応	任意様式

- 2 見積書については、令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日の 60 か月分と、各年度の費用がわかるよう作成してください。
- 4 勤務形態内容とは、デジタル推進課住民情報システムマシン室内で勤務する、3～4 人の要員の 7:30 から 20:00 までの交代勤務の状況や各年度ごとの常駐要員の人数がわかる資料としてください。
- 5 欠員対応とは、デジタル推進課住民情報システムマシン室内で勤務する、3～4 人の常駐要員の 7:30 から 20:00 の勤務について、急な欠員が出た場合や、欠員を出さないための対応内容がわかる資料としてください。

(3) 提出期限

令和 5 年 9 月 8 日（金）

(4) 問い合わせ先

〒640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市総務局総務部デジタル推進課

担当 : 小松、大家

TEL : 073-435-1023

E-Mail : digital@city.wakayama.lg.jp

(5) 留意点

- ・ 提供している書類については、本情報提供以外では使用しないでください。
- ・ 本情報提供依頼に要する費用は、貴社の負担となります。
- ・ 本情報提供依頼は、契約や選考に関する意味を持つものではありません。
- ・ 提供いただいた情報・書類は返却いたしません。また、当組織内でコピー・配布させていただきます。
- ・ 提供いただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。